

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 6月28日
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原 3丁目 3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 本部長代理 兼 財務部長 後藤 利和
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原 3丁目 3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 本部長代理 兼 財務部長 後藤 利和
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 (東京都千代田区丸の内 1丁目 8番 2号 鉄鋼ビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

第1号議案 第55期剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金40円

第2号議案 取締役3名選任の件
取締役として、長尾吉邦、中東和男及び市田龍の3名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、三宅正樹を選任するものであります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
当社は平成29年5月19日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い第2号議案が承認されることを条件に、重任される取締役3名及び在任中の取締役9名並びに在任中の監査役3名に対して、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給するものであります。退職慰労金の支給時期については、各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第5号議案 ストックオプション（新株予約権）を発行する件
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。また、当社の取締役の報酬額は、平成27年6月25日開催の当社第53回定時株主総会において、報酬額を年額500百万円以内とご承認頂いておりますが、本総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠の内枠にて、第2号議案が承認されることを条件に重任される取締役2名及び在任中の取締役8名に対して、報酬として新株予約権を割当てするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案	66,467	897	0	（注）1	可決（98.6%）
第2号議案				（注）2	
長尾 吉邦	67,099	265	0		可決（99.6%）
中東 和男	66,795	569	0		可決（99.1%）
市田 龍	66,942	422	0		可決（99.3%）
第3号議案	65,402	1,961	0	（注）2	可決（97.0%）
第4号議案	65,492	1,871	0	（注）1	可決（97.2%）
第5号議案	66,993	371	0	（注）3	可決（99.4%）

（注）各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

なお、市田龍の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」（金融庁総務企画局）の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、開示用電子情報処理組織（EDINET）上使用できる文字で代用しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上